

令和5年度 特別支援教育就学奨励費制度のお知らせ

ひたちなか市教育委員会

ひたちなか市では、特別支援学級などに就学するお子さんがいるご家庭に対して、学用品費や給食費などの一部を補助する制度を設けています。

希望される方は、このお知らせをよくお読みいただき、学校へお申し出ください。

※申請期間は毎年6月頃になります。

1 特別支援教育就学奨励費を受けられることができる方

次の(1)～(2)のいずれかに該当するお子さんの保護者が対象となります。

(1) 特別支援学級に在籍している

(2) 通常学級に在籍し、重度の障害、疾病等（市の教育支援委員会において、特別支援学校で学ぶことが望ましい程度と判断されるもの）がある

※年度途中で特別支援学級に在籍することとなった場合には、その時点で申請することができます。

ただし、次の①②に該当する方は対象外となります。

① 生活保護・就学援助を受給している

② 令和4年中の世帯の年間合計所得額が生活保護基準の2.5倍以上である

2.5倍未満となる世帯全員の所得金額目安は、下記のとおりです。

世帯構成の参考例		世帯全員の所得金額
世帯人数	例	
2人	父または母 小学生	325万円
3人	父 母 小学生	436万円
4人	父 母 小学生 中学生	575万円
5人	父 母 小学生 小学生 中学生	682万円

[世帯全員の所得金額] 所得金額の合計額 - 控除額（社会保険料 + 生命保険料 + 地震保険料）

表の金額は目安です。また、令和5年4月時点の認定基準により試算した金額のため、変更の可能性がります。

※家族構成、年齢などによって金額は異なります。

※この目安額を超えていても認定される場合や、目安以内でも認定されない場合がありますので、ご了承ください。

※世帯全員の所得額は、同一の敷地内に住んでいる方（祖父母・おじ・おば・児童生徒の兄姉も含む）全員の所得額の合算になります。住民票上世帯分離をしていますが、同一の敷地内に住んでいる場合には同居家族と判断します。

2 特別支援教育就学奨励費の支給額

費 目	小 学 校 (前期課程)	中 学 校 (後期課程)
学校給食費 (月額)	実費額 (月 4,300 円) の 1/2 (上限 2,150 円)	実費額 (月 4,700 円) の 1/2 (上限 2,350 円)
新入学児童生徒学用品費 ※ 小・中学校 1 年生 (義務教育学校 1・7 年生)	実費額の 1/2 (上限 25,555 円)	実費額の 1/2 (上限 30,490 円)
学用品費 通学用品費	実費額の 1/2 (上限 5,820 円) 内訳 (1 学期 2,110 円) (2 学期 2,240 円) (3 学期 1,470 円)	実費額の 1/2 (上限 11,370 円) 内訳 (1 学期 4,110 円) (2 学期 4,390 円) (3 学期 2,870 円)
校外活動費 (宿泊なし)	実費額の 1/2 (上限 800 円)	実費額の 1/2 (上限 1,155 円)
修学旅行費		実費額の 1/2
校外活動費 (宿泊あり)	実費額の 1/2 (上限 1,845 円)	実費額の 1/2 (上限 3,105 円)
オンライン学習通信費	実費の 1/2 (上限 7,000 円)	実費の 1/2 (上限 7,000 円)

※給食費以外はすべて年額になります。

※費目及び金額は令和 5 年 4 月時点のものであり、変更の可能性があります。

※年度途中から認定となった場合、支給の受けられる費目、金額が異なります。

※オンライン学習通信費のみ支給対象が生活保護基準 1.50 倍未満の世帯に限られます。

3 特別支援教育就学奨励費を希望する場合の手続き

- ・特別支援教育就学奨励費を希望する場合には、毎年度申請が必要です。申請手続きについては、学校を通してご案内いたします。(毎年 6 月頃)
- ・申請の際には、申請書類に必要事項を記入していただくほか、同意書を提出いただきます。世帯全員の令和 5 年度住民税課税証明書(令和 5 年 1 月 1 日現在お住まいの市町村で、6 月 1 日以降に取得できます)の添付は基本的に不要となりますが、ひたちなか市外で住民税を課税されている場合、提出が必要となります。また、未申告の方は税情報による審査ができないため、必ず申告を済ませてください。

4 認定方法及び支給方法

- ・認定基準に基づき判断し認定します。認定の可否については、申請書類等に不備がなければ、学校を通じて 9 月頃に結果をお知らせします。
- ・認定された場合の奨励費は、学校を通して保護者へお渡しいたします。

5 領収書等の保管について【重要】

認定後、**新入学学用品費、学用品費・通学用品購入費**の支給を受けるには、購入日や金額の記載のある**領収書やレシート**の提出が必要になります。申請をお考えの方は、保管をお願いします。

費 目	支給の対象となる物品
新入学学用品費	ランドセル(かばん)、通学用服(制服、ジャージ) 等
学用品費・通学用品費	ノート、筆記用具、通学用服、通学用靴、雨靴、雨傘、上履き、帽子 等

※学校が購入した教材、実験・実習用の材料の費用については、学校から別途申請を受けますので、**各家庭で直接購入した上記の物品について、領収書等の保管をお願いします。**

領収書等の提出については、学校を通してお知らせします。

6 問い合わせ先 教育委員会事務局 保健給食課までお問い合わせください。

(Tel029-273-0111 内線 7341, 7342)